

第9回弁論準備手続調書(和解)

事件の表示	平成28年(ネ)第1876号 平成28年(ネ)第2674号
期日	平成29年12月19日 午後2時00分
場所等	大阪高等裁判所第6民事部準備手続室
裁判長裁判官	中本敏嗣
裁判官	橋詰均
裁判官	細川二郎
裁判所書記官	小野剛
出頭した当事者等	控訴人(附帯被控訴人)代理人 中井崇 控訴人(附帯被控訴人)代理人 畑郁夫 控訴人(附帯被控訴人)代理人 小林和弘 控訴人(附帯被控訴人)代理人 若林元伸 控訴人(附帯被控訴人)代理人 石津真二 被控訴人(附帯控訴人)代理人 錦徹 被控訴人(附帯控訴人)代理人 藤田康幸 被控訴人(附帯控訴人)代理人 片山史英
指定期日	

当事者の陳述等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者の表示のとおり

第2 請求の表示

別紙請求の表示のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項のとおり

裁判所書記官 小 野 剛

【当事者の表示】

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

控 訴 人 (附帯被控訴人・本訴原告・反訴被告)

京 都 市

(以下「控訴人」という。)

同代表者市長	門	川	大	作
同訴訟代理人弁護士	畑		郁	夫
同	小	林	和	弘
同	若	林	元	伸
同	中	井		崇
同	古	庄	俊	哉
同	澤		祥	雅
同	石	津	真	二

東京都品川区大崎2丁目1番1号

被 控 訴 人 (附帯控訴人・本訴被告・反訴原告)

住友重機械工業株式会社

(以下「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役	別	川	俊	介
同訴訟代理人弁護士	錦			徹
同	藤	田	康	幸
同	相	山	敬	士
同	片	山	史	英

以 上

【請求の表示】

1 控訴人（注文者）と被控訴人（設計受託者・施工請負人）は、平成17年3月18日、控訴人が、別紙物件目録1ないし16の施設で構成される焼却灰溶融施設（以下「本件施設」という。）について、同1, 2, 5, 8, 9-1ないし9-9, 11, 12, 14及び15の設計、本件施設の中核を成すプラント機器・設備の設計及び設置工事を、代金112億4550万円で被控訴人に行わせる旨の契約を締結した（以下「本件契約」という。また、プラント機器・設備の設置工事を「本件工事」という。）。

本件は、控訴人が、平成25年8月5日、被控訴人に対し、本件工事の完成前に、被控訴人の債務不履行により本件契約を解除する旨の意思表示をしたこと（以下「本件解除」という。）から、後記2の本訴請求と後記3の反訴請求がされている事案である。

2 本訴請求（控訴人の請求）

控訴人は、本件解除が有効であり、かつ、本件解除の際に、被控訴人との間で、被控訴人において本件施設全部の解体撤去することを合意（以下「解体撤去の合意」という。）するとともに、被控訴人において、本件解除を余儀なくされたことによって控訴人が被った一切の損害を賠償するとの合意（以下「損害賠償の合意」という。）をしたと主張し、被控訴人に対し、以下の各請求をしている。

(1) 主位的請求

ア 解体撤去の合意又は民法545条所定の原状回復請求権に基づく本件施設全部の解体撤去請求

イ 損害賠償の合意、民法545条所定の原状回復請求権又は民法415条に基づく損害賠償請求権に基づく既払代金98億6845万2794円に相当する金員の支払請求

ウ 上記イのうち原判決別紙2既払金一覧の各既払金に対する起算日とする

日（各受領日の翌日）から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による
法定利息又は遅延損害金の支払請求

エ 損害賠償の合意又は民法415条所定の損害賠償請求権に基づく原判決
別紙3損害一覧記載の損害68億2491万2579円の賠償請求

オ 上記エに対する平成25年12月31日から支払済みまで商事法定利率
年6分の割合による遅延損害金の支払請求

(2) 上記(1)アの請求に対する予備的請求

カ 損害賠償の合意、民法545条所定の原状回復請求権又は民法415条
に基づく本件施設全部の解体撤去費用相当額17億6095万9200円
の支払請求

キ 上記カに対する平成25年12月31日から支払済みまで商事法定利率
年6分の割合による遅延損害金の支払請求

3 反訴請求（被控訴人の請求）

被控訴人は、本件解除が無効であり、控訴人の責めに帰すべき事由により本
件工事の完成義務を履行できなくなったと主張して、民法536条2項に基づ
き、控訴人に対し、本件契約の残代金13億9863万7000円及びこれに
対する平成25年12月28日（催告の翌日）から支払済みまで約定利率年3
分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

以上

【和解条項】

- 1 控訴人と被控訴人は、控訴人が平成25年8月5日付けでした本件解除により本件契約が解消されたことを確認する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、和解金153億8068万2685円の支払義務があることを認め、これを平成29年12月29日限り、控訴人が発行する納入通知書により控訴人が指定する金融機関に納入する方法により支払う。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、本件施設の建物及び敷地に設置した機器・設備その他一切の財物について、権利を放棄するとともに、本件施設の解体撤去を全面的に委ねる。被控訴人は、控訴人が被控訴人設置の機器・設備その他一切の財物をどのように処分しても一切異議を述べない。
- 4 被控訴人は、本件契約に基づいて作成した全ての設計図書等設計業務に係る成果物について、控訴人に対し、本件施設の維持・補修・管理及び解体撤去に必要な限度で、別途当事者間の合意で定めた条件の下、使用（複製、公衆送信、貸与及び翻案を含む）を許諾する。
- 5 控訴人は、その余の本訴請求を放棄し、被控訴人は、反訴請求を放棄する。
- 6 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件契約に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。

以上

(別紙)

物 件 目 録

- 1 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の94, 138, 154, 155, 156, 157, 158, 159所在

施設名称：工場棟（煙突含む）

構 造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上6階地下1階建

（煙突部分） 高さ 80m

外筒 1本 鉄筋コンクリート造

内筒 2本 SUS製

面 積：建築面積 5,037.46㎡

延床面積 14,607.94㎡

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤斜線部の未登記建物

- 2 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の94, 138所在

施設名称：管理棟（渡り廊下含む）

構 造：鉄骨造 地上3階建

面 積：建築面積 498.86㎡

延床面積 939.35㎡

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の青斜線部の未登記建物

- 3 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の152, 153, 154, 215所在

施設名称：第一貯留施設

構 造：鉄骨造 平家建て

面 積：建築面積 278.74㎡

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の橙斜線部の未登記建物

4 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の156, 157所在

施設名称：第二貯留施設

構造：鉄骨造 平家建て

面積：建築面積 142.30㎡

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の紫斜線部の未登記建物

5 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138, 215所在

施設名称：搬入道路（ランプウェイ）

寸法：縦100m×横19.4m×高さ6.2m

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の緑斜線部の上記構造物（原判決別紙写真目録1の写真1の赤線で囲まれた部分）

6 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の104所在

施設名称：信号機

数量：2基

メーカー：小糸工業株式会社

型式：FRLAK2, FYLAK2

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤■部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真2-①及び②）

7 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138所在

施設名称：信号機

数量：1基

メーカー：TOYO ELECTRIC CORP

型式：LED式

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記

載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の橙■部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備(原判決別紙写真目録1の写真3)

8 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の104所在

施設名称:構内第一柱

数量:2本

ただし、原判決別紙詳細図面3(原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の黄★部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備(原判決別紙写真目録1の写真4-①及び②)

9-1 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の94所在

施設名称:標識

数量:1本

内容:丸型最高速度20km及び一方通行標識

ただし、原判決別紙詳細図面3(原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の赤①部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備(原判決別紙写真目録1の写真5-①)

9-2 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の104所在

施設名称:標識

数量:5本

内容:丸型最高速度20km標識(赤②)

四角型行先表示標識(赤③)

合流交通あり標識(赤④)

一時停止及び車両進入禁止標識(赤⑤)

一時停止標識(赤⑥)

ただし、原判決別紙詳細図面3(原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の赤②ないし⑥部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備(原判決別紙写真目録1の写真5-②ないし

⑥)

9-3 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138所在

施設名称：標識

数量：4本

内容：一時停止及び高さ制限3.8m標識（赤⑦）

合流交通あり標識（赤⑧）

一時停止，合流交通あり及び車両進入禁止標識（赤⑨）

合流交通あり標識（赤⑩）

ただし，原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤⑦ないし⑩部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真5-⑦ないし

⑩）

9-4 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の155所在

施設名称：標識

数量：1本

内容：丸型最高速度20km及び一方通行標識

ただし，原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤⑩部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真5-⑩）

9-5 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の156所在

施設名称：標識

数量：1本

内容：四角型注意書き標識

ただし，原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤⑫部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真5-⑫）

9-6 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の158所在

施設名称：標識

数量：1本

内容：一時停止及び車両進入禁止標識

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤⑬部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真5-⑬）

9-7 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の159所在

施設名称：標識

数量：2本

内容：一時停止及び指定方向外進行禁止標識（赤⑭）

丸型最高速度20km及び一方通行標識（赤⑮）

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤⑭及び⑮部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真5-⑭及び⑮）

9-8 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の160所在

施設名称：標識

数量：1本

内容：丸型最高速度20km及び一方通行標識

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤⑯部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真5-⑯）

9-9 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の215所在

施設名称：標識

数量：2本

内容：丸型最高速度20km及び一方通行標識（赤⑰）

丸型最高速度20km及び指定方向外進行禁止標識(赤⑩)

ただし、原判決別紙詳細図面3(原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の赤⑩及び⑪部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備(原判決別紙写真目録1の写真5-⑩及び⑪)

10-1 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138所在

施設名称:外灯

数量:2本

メーカー:東芝ライテック株式会社

型式:HG-40700

ただし、原判決別紙詳細図面3(原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の赤⑫及び⑬部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備(原判決別紙写真目録1の写真6-①及び②)

10-2 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の155所在

施設名称:外灯

数量:1本

メーカー:東芝ライテック株式会社

型式:HG-40700

ただし、原判決別紙詳細図面3(原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の赤⑭部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備(原判決別紙写真目録1の写真6-③)

10-3 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の158所在

施設名称:外灯

数量:1本

メーカー:東芝ライテック株式会社

型式:HG-40700

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤④部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真6-④）

10-4 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の215所在

施設名称：外灯

数量：1本

メーカー：東芝ライテック株式会社

型式：HG-40700

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤④部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真6-⑤）

11 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の104所在

施設名称：気象観測装置（温度計温度計発信器）

数量：1基

メーカー：株式会社小笠原計器製作所

型式：JS-252型

ただし、原判決別紙詳細図面3（原判決別紙全体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の緑◆部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録1の写真7）

12 京都市伏見区醍醐上山田5番地所在

施設名称：公害監視表示設備

数量：1基

メーカー：SHIMADZU

ただし、原判決別紙詳細図面1（原判決別紙全体図面1中の詳細図面1と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤●部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録2の写真1の赤線で囲まれた部

分)

1 3 京都市伏見区醍醐陀羅谷 1 番地の 2 0 8 外所在

施設名称：上水送水ポンプ設備

数 量：2 基

メーカー：荏原製作所

型 式：5 0 M 5 N 3 6 3

ただし、原判決別紙詳細図面 2（原判決別紙全体図面 2 中の詳細図面 2 と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤丸部に存在する原判決別紙写真目録 3 の写真 1 の建物内に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録 3 の写真 2）並びにこれらに接続する原判決別紙詳細図面 2 の青線に示した部分に敷設された上水送水配管

1 4 京都市山科区柳辻東山 1 番地外所在

施設名称：浸出水移送ポンプ設備

数 量：2 基

メーカー：本多機工株式会社

型 式：M S P

ただし、原判決別紙詳細図面 4（原判決別紙全体図面 2 中の詳細図面 4 と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの）の赤丸部に存在する上記施設及びこれに付帯する設備（原判決別紙写真目録 4 の写真 1）並びにこれらに接続する原判決別紙詳細図面 4 の青線に示した部分に敷設された送水配管

1 5 京都市伏見区醍醐陀羅谷 1 番地の 2 1 1 外所在

施設名称：4 号沢取水ポンプ設備

数 量：2 基

メーカー：荏原製作所

型 式：B M S P 型

ただし、原判決別紙詳細図面 5（原判決別紙全体図面 2 中の詳細図面 5 と記

載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の赤丸部に存在する人工池(原
判決別紙写真目録5の写真1)の水中に存在する上記施設及びこれに付帯する
設備並びにこれらに接続する原判決別紙詳細図面5の青線に示した部分に敷設
された送水配管

16 京都市伏見区醍醐上山田6番地～京都市伏見区醍醐陀羅谷1番地の138外
所在

施設名称：中庄都市ガス配管

数 量：1本

構 造：200A溶接鋼管

ただし、原判決別紙詳細図面1(原判決別紙全体図面1中の詳細図面1と記
載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の赤丸内に存在する原判決別紙
写真目録2の写真2の施設を始点とし、原判決別紙詳細図面3(原判決別紙全
体図面2中の詳細図面3と記載した橙点線で囲まれた部分を拡大したもの)の
赤丸内に存在する原判決別紙写真目録1の写真8の赤線で囲まれた部分の施設
を終点とする、原判決別紙全体図面1及び原判決別紙全体図面2の赤線で示し
た部分に敷設された上記施設及びこれに付帯する設備

以 上

これは正本である。

平成29年12月19日

大阪高等裁判所第6民事部

裁判所書記官 小野

